

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年9月18日

【事業年度】 第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

【会社名】 株式会社光製作所

【英訳名】 HIKARI FURNITURE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安岡光雄

【本店の所在の場所】 東京都荒川区東尾久4丁目7番1号

【電話番号】 03(3800)0111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 大久保直樹

【最寄りの連絡場所】 東京都荒川区東尾久4丁目7番1号

【電話番号】 03(3800)0111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 大久保直樹

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所  
(東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号)

株式会社光製作所大阪支社  
(大阪府大阪市東住吉区住道矢田5丁目5番27号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月30日に提出いたしました第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ~ (9) 省略

(10) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

~ 省略

(11) 省略

(訂正後)

(1) ~ (9) 省略

(10) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

~ 省略

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)に対する会社法第423条第1項の損害賠償責任について、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に發揮できるようにすることを目的とするものであります。

(11) 省略